

オフサイトの原子力防災に関する 国と地方公共団体との連携強化について

平成27年3月

内閣官房原子力規制組織等改革推進室

内閣府(原子力防災担当)

目次

1. 継続検討事項について
2. 平時の原子力防災体制充実・強化に向けた取組
3. 関係道府県の原子力防災訓練と内閣府の支援
4. 米国・英国における国と州、地方自治体の連携体制
5. 国と地方公共団体との連携強化について
6. 地域への財政支援の方向性

1. 継続検討事項について（国と地方公共団体との連携強化について）

(1) 第1回3年以内の見直し検討チームにおける継続検討事項

- ▶ 前回会合において、地方公共団体との連携強化に向けた取組が継続検討事項とされている。

3年以内の見直し検討チーム(平成26年9月19日)

- ✓ 現在行っているワーキングチームにおける地域防災計画・避難計画の作成・充実化及び緊急時の対応の確認に加えて、地方公共団体との連携強化について、今後検討。

(2) 国と地方公共団体との連携強化に関連する規制委設置法附則の規定及び国会事故調・政府事故調の提言

原子力規制委員会設置法附則第6条第8項

- ✓ 政府は、東日本大震災における原子力発電所の事故を踏まえ・・・、関係者間のより緊密な連携協力体制を整備することの重要性に鑑み、国、地方公共団体、住民、原子力事業者等の間及び関係行政機関間の情報の共有のための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

国会事故調(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会)報告書

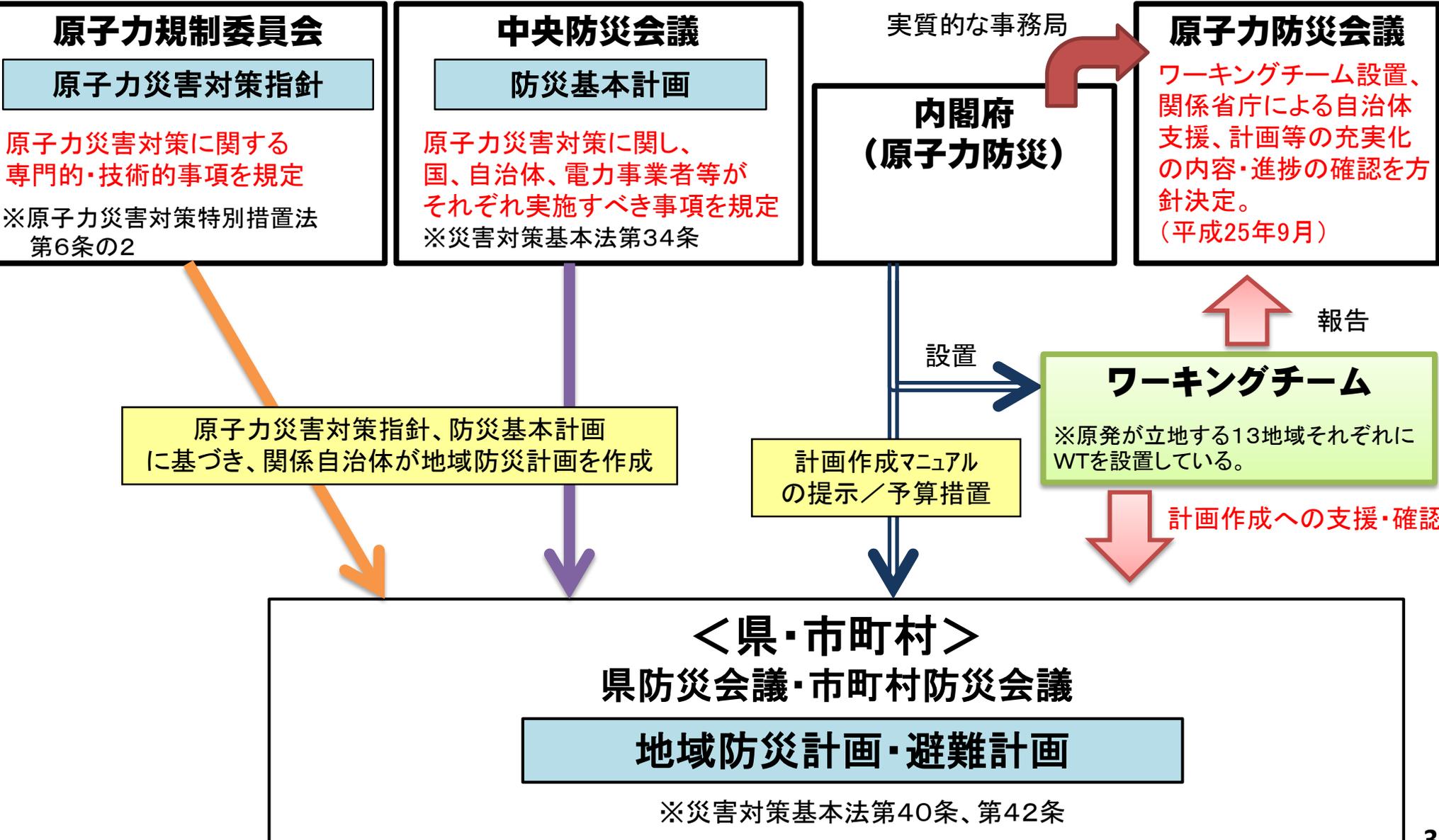
- ✓ 放射能の放出に伴う発電所外(オフサイト)の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。

政府事故調(東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会)報告書

- ✓ 住民の避難計画とその訓練については、原発事故による放射性物質の飛散範囲が極めて広がることを考慮して、県と関係市町村が連合して、混乱を最小限にとどめる実効性のある態勢を構築すべきである。
- ✓ ○ 住民避難の在り方に関する提言
(前略)
④ 以上のような対策を地元の市町村任せにするのではなく、避難計画や防災計画の策定と運用について、原子力災害が広域にわたることも考慮して、県や国も積極的に関与していく必要がある。

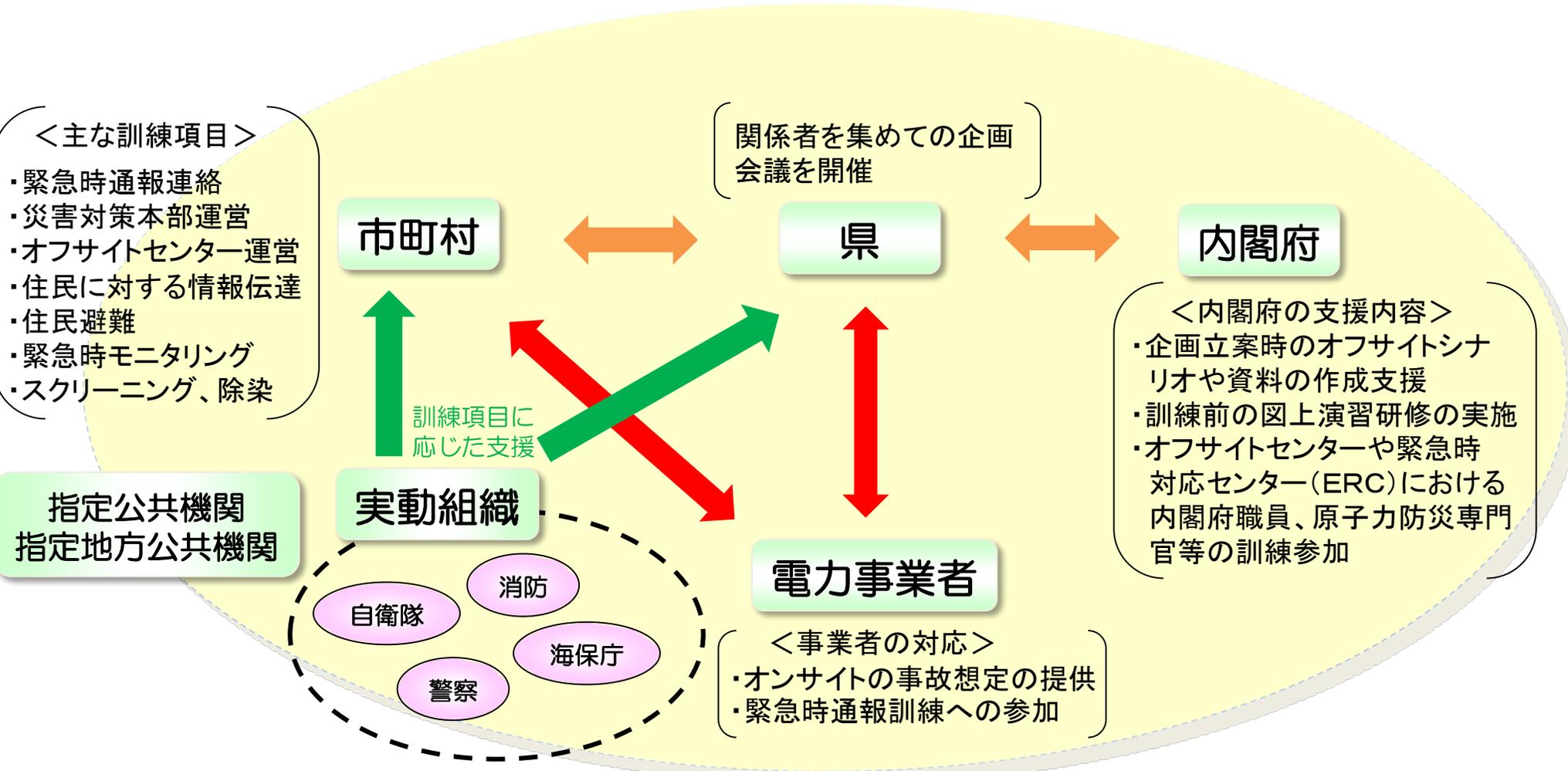
2. 平時の原子力防災体制充実・強化に向けた取組（現状）

地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



3. 関係道府県の原子力防災訓練と内閣府の支援(現状)

関係道府県は、概ね毎年、原子力防災訓練を実施している。県や関係市町村、自衛隊、海上保安庁、警察、消防といった国、地域の実動組織、指定機関、電力事業者も参加する。住民避難やスクリーニングについては一部実動を取り入れた形で実施される。



4. 米国・英国における国(連邦政府)と地方政府・州の連携

米国・英国に共通して、オフサイトの緊急時計画を作成する義務を有する地方政府・州に対し、①国が関係省庁横断の支援組織を設置し、緊急時計画の作成支援を行い、②定期的な防災訓練を実施し、計画の継続的な改善を図っている。また、③支援の一環として、地方政府・州向けに、ガイダンスを公表している。

米国の連携体制の概要

1. 地域支援委員会 (Regional Assistance Committee)

◆RACは、FEMA地方局長が議長を務め、関係各省が参加する省庁横断的組織。州政府、地方自治体のオフサイト緊急時計画の策定支援、FEMAの評価に係る技術的支援、防災訓練への参画等を担う。

※RACの他に、FEMA、規制委員会、環境保護庁、保健社会福祉省等により構成する、省庁横断的な「連邦放射線対策調整委員会」も存在し、同様にFEMAの活動をサポートする。

2. 定期的な防災訓練

◆州政府・地方自治体は、2年に一度、防災訓練を実施しなければならない。

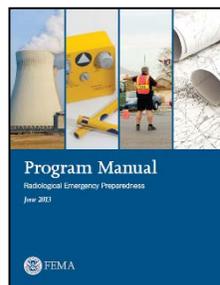
◆州政府、地方自治体、FEMA、電力会社等は、FEMAが提供するガイダンス(REPプログラムマニュアル)を踏まえて、防災訓練の企画、実施、事後評価、改善を行う。FEMAだけでなく、RACも訓練の評価者として参加する。

3. ガイダンスの提供

REPプログラムマニュアル

(Program Manual, Radiological Emergency Preparedness)

◆FEMAは、州政府・地方自治体がオフサイト緊急時計画を策定する際及び防災訓練を実施する際の参考資料としてREPプログラムマニュアルを公表している。



英国の連携体制の概要

1. 原子力緊急事態準備実施委員会

(Nuclear Emergency Preparedness Delivery Committee)

◆NEPDCは、エネルギー・気候変動省が議長を務め、関係各省が参加する省庁横断的組織。その下に分野別ワーキンググループを設置し、オフサイト緊急時計画の継続的な改善支援・フォローアップを実施。

2. 定期的な防災訓練

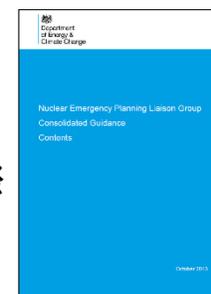
◆地方政府は、少なくとも3年に一度、防災訓練を実施しなければならない。

◆地方政府は、NEPDCが提供するガイダンスを踏まえて、防災訓練の企画、実施、事後評価、評価結果に基づく改善を行う。原子力規制機関(ONR)が、訓練の評価者として参加する。

3. ガイダンスの提供

統合ガイダンス(Consolidated Guidance)

◆NEPDCは、地方政府がオフサイト緊急時計画を策定する際、及び防災訓練を実施する際に参照するための参考資料として、Consolidatedガイダンスを公表している。



5. 国と地方公共団体との連携強化について(対応の方向性)

原子力災害時におけるオフサイトの原子力防災に関する国と関係自治体との連携強化について、諸外国の事例も踏まえ、現行の地域別のワーキングチームの取組を以下のとおり強化する。

<ワーキングチームを核とする連携強化の方向性>

1. 訓練の実施を通じたPDCAサイクルの導入

- ✓ ワーキングチームにおいて、避難計画を含む緊急時対応の確認を行った地域について、緊急時対応の具体化・充実化の支援及び緊急時対応の確認(Plan)に加えて、確認を行った緊急時対応に基づく定期的な防災訓練の実施(Do)、訓練結果からの反省点の抽出(Check)、当該反省点をふまえた改善(Action)というPDCAサイクルを導入
- ✓ 防災訓練に関する新しい取組の導入に際しては、国際原子力機関(IAEA)が公表している訓練のガイドンスを参照し、当事者である道府県の意見を踏まえて、具体的な仕組みを整備

2. オフサイト防災における原子力事業者の役割

- ✓ 原子力災害時に、原子力事業者に対してオフサイト緊急時対応としてどのような協力を求めるかについて、各地域のワーキングチームにおいて個別具体的に調整した上で、関係自治体の地域防災計画等にその内容を具体的に規定

⇒ 上記の機能強化を行うとともに、名称を「地域原子力防災協議会」に改称

⇒ これらの取組を防災基本計画にも明確に位置付け、各地域においてしっかりと定着

6. 地域への財政支援の方向性

1. 財政支援の仕組みと対応方針

- ◆原子力災害対策重点区域の関係自治体が行う原子力防災対策への財政支援は、主として、内閣府の交付金・補助金により実施(交付対象は道府県)。また、モニタリング体制の整備については、原子力規制庁、インフラ整備については、関係省庁の関連予算により支援。
- ◆ワーキングチームの活動を開始するに際し、平成25年10月に、内閣府を中心に関係省庁で作成した「共通課題についての対応方針」において、以下の考え方を示しているところ。
 - 避難に必要なインフラ、設備、物資の備蓄等への国の支援については、複合災害も視野に入れて、各ワーキングチームにおいて自治体の具体的なニーズを確認した上で対応することを基本とする。
 - 内閣府原子力防災は、広域避難を念頭に、避難先自治体における防災資機材の整備についても、交付金が活用できるよう、交付規程の見直し等の必要な措置を講じる。
 - 対応できないものは、個別具体的なニーズを踏まえて、追加的な支援実施の可能性を検討する。

2. 現在の対応状況

- ◆上記考え方を踏まえた、現状の対応は以下のとおり。
 - (1)各ワーキングチームにおける自治体ニーズの確認
 - 放射線防護施設の計画的整備に当たり、内閣府ワーキングチーム担当者と道府県の担当者が地域のニーズを確認。
 - (2)広域避難を念頭に置いた、避難受入側自治体における防災資機材の整備への交付金活用
 - 避難元自治体が購入した資機材を避難受入側自治体(含む第三者委託)において、管理・備蓄する運用を認めている。
- ◆ただし、避難受入側自治体が行う、避難受入れのための防災訓練、研修、調査、広報、普及啓発、会議開催、出張など、ソフト面については、財政支援の対象となっていない。

3. 財政支援の方向性

平成27年度以降、内閣府の緊急時安全対策交付金において、避難受入自治体が行うソフト面の対策について、避難元の県が負担する又は受入側自治体に間接補助を行う方法により支援を行う。